

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正（案）

についてのパブリックコメント（意見募集）資料

平成25年11月

磐田市市民部ごみ対策課

1 改正に至った背景

磐田市では、これまで市民の皆さんのご協力の下、ごみの減量及びリサイクルの推進に取り組んできました。

しかし、循環型社会の実現に向けては、まだまだ解消すべき課題が残っていることも事実です。現在、本市が抱えている課題の内、特に家庭系廃棄物の持ち去り行為については、これまで市と市民の皆さんとの協働の中で作り上げてきたルールと信頼関係を崩しかねないものであるため、条例の整備による対策が急務となっています。

・家庭系廃棄物の持ち去り行為の禁止を条例に明文化

数年前から市が委託した収集業者以外の者に家庭系廃棄物（本市では主に金物）を持ち去られる行為が多発しており、平成24年度は不安を抱く市民から160件もの通報が寄せられました。また、平成24年度の金物の収集量は平成20年度の約4分の1にまで減少しており、金属類の売却益も減少しています。

しかし、集積所に出されたごみには所有権がなく、現行法令で取り締まれないことから、この持ち去り行為は本市だけでなく、全国的にも大きな問題となってきました。

そうした中、罰則規定を設けた持ち去り禁止条例の制定によって、成果を上げた他自治体の事例ができたことから、本市でも市内の各団体の代表者や有識者等で構成される廃棄物減量化等推進審議会において研究と審議を重ねた結果、同様の条例を整備すべきとの結論に至りました。

・その他の改正

今回の条例一部改正には、上記の持ち去り行為の禁止の他、市の処理施設への搬入物の受入基準の明確化や違反ごみの搬入に対する受入拒否の条文も追加します。これによって、悪質な違反ごみの搬入を抑止し、分別の徹底を図ります。

2 改正の趣旨

・家庭系廃棄物の持ち去り行為の禁止（第2条、第15～17条、第39条）

家庭系廃棄物の持ち去り行為の禁止を明文化し、命令違反者に対して罰金20万円

の罰則規定を設けることで、持ち去り行為の発生抑止を図るとともに、必要に応じて氏名等を公表できるようにします。

・市の処理施設における受入基準の遵守（第14条、第18条）

本市の一般廃棄物処理施設に搬入される違反ごみの混入を減らすため、受入基準を明確にし、違反物の持ち込み者に対して受け入れを拒否できる条文を追加します。

・報告の徴収、立入検査（第35・36条）

上記の持ち去り行為や市の処理施設への搬入等、第4章に規定する廃棄物の適正処理の施行に必要な限度において、事業者その他市長が必要があると認める者に対する報告の徴収や立入検査を実施できる条文を追加します。

3 改正の内容（追加する条文のみ記載）

（定義）

第2条 略

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 資源ごみ 家庭系廃棄物のうち資源化が可能な廃棄物で、規則で定めるものをいう。

(6) ごみ集積所 市長が家庭系廃棄物の収集を行うために、これらを排出すべき場所として、規則で定めるところにより設置された場所をいう。

(7) 集団回収 自治会、PTA、その他の営利を目的としない団体が、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を自主的に行うことをいう。

（解説）

家庭系廃棄物の持ち去り行為における先進自治体の裁判では、ごみ集積所の定義が争点の一つとなりました。そのため、持ち去り行為の禁止に関しては、あらかじめ用語の定義をしておく必要がありますので、本条第2項に第5～7号を追加するものです。

（家庭系廃棄物の適正処理）

第14条 略

2 市民は、その家庭系廃棄物を市が定める収集袋又は収集券を使用し、かつ、市が指示する方法でごみ集積所に排出しなければならない。

3 略

4 市民は、その家庭系廃棄物を自ら運搬又は処分をするときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

5 市長は、市民が前項の受入基準に従わないときは、当該搬入に係る家庭系廃棄物の受け入れを拒否することができる。

6 市長は、ごみ集積所の位置を示す図面を作成し、これを規則で定める場所において縦覧に供しなければならない。

(解説)

家庭系廃棄物の持ち去り行為における先進自治体の裁判では、ごみ集積所の特定が争点となったことから、第2項中、現行の「所定の場所」というあいまいな表現から第2条で定義した「ごみ集積所」に改正します。

第4項及び第5項は、市の処理施設に搬入される一般廃棄物の受入基準の遵守と受入拒否の条文を追加することで、違反ごみの持ち込みを防止するために追加するものです。

第6項は先進自治体の例を参考にごみ集積所の図面の作成と縦覧に関する条文を追加します。

(家庭系廃棄物等の収集又は運搬の禁止)

第15条 ごみ集積所に排出された家庭系廃棄物は、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、収集又は運搬をしてはならない。

2 集団回収のためにごみ集積所を利用して排出された資源ごみ(以下「集団回収資源ごみ」という。)は、当該集団回収を行う団体及び当該団体から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、収集又は運搬をしてはならない。

(解説)

第1項において、ごみ集積所に出された家庭系廃棄物を収集又は運搬できる者を市長又は市長から収集又は運搬を委託されたものに限定することで、これら以外の者による持ち去り行為の禁止を明文化しました。

また、第2項ではごみ集積所を利用して排出された資源回収資源ごみも持ち去り禁止の対象としました。

(収集運搬禁止廃棄物に係る命令)

第16条 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項に規定する家庭系廃棄物若しくは同条第2項に規定する集団回収資源ごみ(以下「収集運搬禁止廃棄物」という。)の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集若しくは運搬を中止して当該収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること又は運搬しないことを命じることができる。

2 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物の収集又は運搬をした者に対し、当該収集若しくは運搬に係る収集運搬禁止廃棄物を原状に回復すること又は同条第1項又は第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物の収集若しくは運搬をしないことを命じることができる。

(解説)

第1項において、いわゆる家庭系廃棄物等の持ち去りを行っている者(現行犯)に対して、市長は、収集又は運搬の中止、対象物の原状回復又は運搬をしないことを命令できると定めています。

第2項において、すでに禁止行為、いわゆる家庭系廃棄物等の持ち去りが行われた場合

に、市長が行為者に対して、対象物の原状回復又は運搬しないことを命令できると定めています。

(公表)

第17条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないとき又は第15条第1項若しくは第2項の規定に違反して収集運搬禁止廃棄物の収集若しくは運搬をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

3 市長は、前項の規定により当該公表の対象となる者が弁明をしたときは、第1項の規定による公表の際、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

(解説)

命令違反者の中には、公表を行うことにより改善の可能性がある者がいると考えられます。本条はこのような場合を想定し、命令違反者の公表を行うことを定めています。

第1項では、前条の命令を受けた者が、その命令に従わなかったり、改めて第15条に関する規定に違反行為をした場合に、市長は違反者の氏名等規則に定める事項について公表できるものと定めています。

第2項では、前項に基づく公表を行う場合には、公表されるべき者に対して、事前に公表の理由を通知し、弁明の機会を与えなければならないと定めています。

第3項では、公表を行う前に公表対象者が弁明をした時は公表の際に弁明の内容を併せて公表するものと定め、弁明を実効的なものとしします。

(事業系一般廃棄物の適正処理)

第18条 事業者が、その事業系一般廃棄物を自ら運搬又は処分するときは、第14条第3項の規定により処理しなければならない。

2 略

3 事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に収集をさせるときは、市が定める収集袋を使用し、かつ、当該一般廃棄物の保管場所の清潔を保持しなければならない。

4 事業者若しくは一般廃棄物収集運搬業者は、その事業系一般廃棄物を搬入する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

5 市長は、事業者若しくは一般廃棄物収集運搬業者が前項の受入基準に従わないときは、当該搬入に係る事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(解説)

第14条に追加する第5項及び第6項と同様に本市の処理施設への違反ごみの持ち込みを防止するために追加するものです。特に事業系一般廃棄物に関しては、定期的に内容物調査を実施していますが、本市の受入基準に反した不適物の混入が多く見られたことから、第4項及び第5項の追加によって、市の姿勢を明確にして、今後の指導を強化していくものです。

(報告の徴収等)

第35条 市長は、第4章の規定の施行に必要な限度において、事業者その他市長が必要があると認める者に対し、廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関し、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(解説)

第4章で規定する廃棄物の適正処理に関する事項が遵守されていなかったり、遵守されているか疑わしい場合等、必要に応じて関係者に報告を求めたり、指示をすることができることを定めています。

(立入検査)

第36条 市長は、第4章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他市長が必要があると認める者の土地、建物、車両その他の場所に立ち入り、廃棄物の減量及び資源化並びに廃棄物の適正処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(解説)

第4章で規定する廃棄物の適正処理に関する事項について、必要な限度で市の職員に事業者等の土地建物等に立ち入らせたり、検査をさせたりできるものとしています。

第2項では、立入検査に際し、職員は身分証明書を携帯し、必要に応じて関係者に対して提示しなければならないことを定めています。

(行政手続条例の適用除外)

第37条 第16条第1項の規定による命令については、磐田市行政手続条例（平成17年磐田市条例第28号）第3章の規定は、適用しない。

(解説)

本条は、家庭系廃棄物等の持ち去りを現に行っている者（現行犯）に市長が禁止命令を出すときは、事態が切迫していることから、本市行政手続条例第3章に規定する弁明の機会の付与等の規定を適用しない旨を定めています。

(罰金)

第39条 第16条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(解説)

第15条に規定する家庭系廃棄物等の持ち去りの禁止に関して、第16条第1項又は第2項による命令を受けたにもかかわらず、違反を犯した者等に対して罰金を科するものとし、持ち去り禁止の実効性を担保することを趣旨とするものです。

第2項は「持ち去り」の行為者が法人関係の場合、その行為者が所属する法人関係についても処罰の対象とします。(両罰規定)

4 改正条例の施行時期

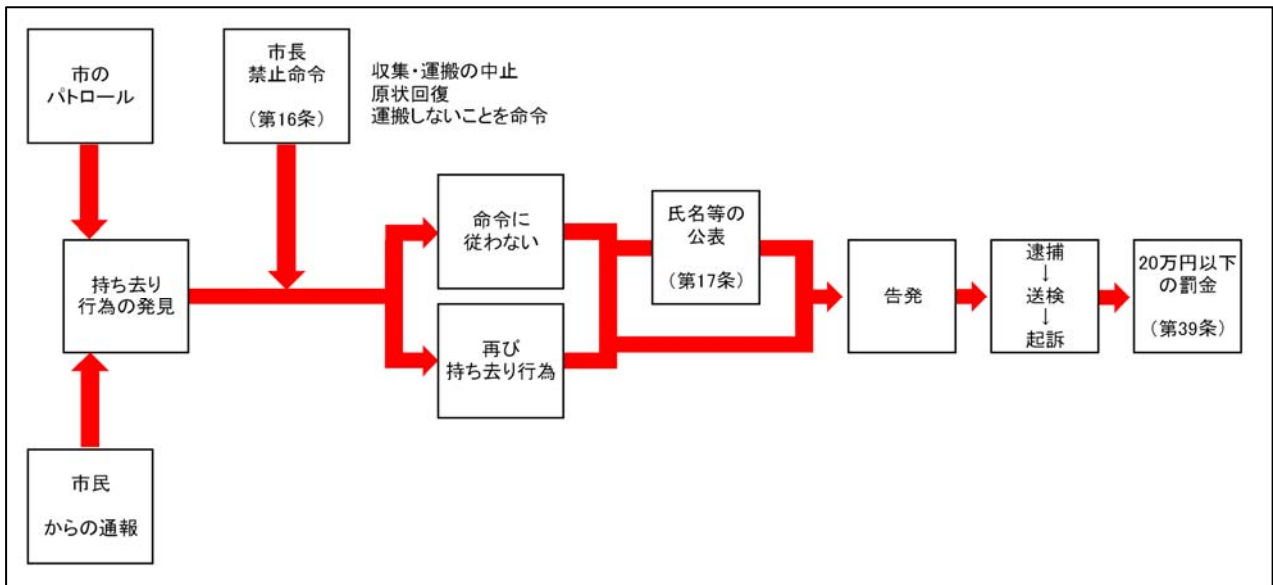
平成26年4月1日からの施行を予定していますが、罰則規定(第39条)については周知期間が必要となるため、平成26年7月1日からの施行を予定しています。

5 改正後の運用イメージ

・家庭系廃棄物の持ち去り行為の禁止

改正条例の施行後は、職員によるパトロールを強化する予定です。

また、市民の皆さんが持ち去り者に直接注意したり、車両を制止させたりする行為は危険を伴う恐れがありますので、目撃情報の通報によるご協力をお願いします。



・市の処理施設における受入基準の遵守

